

## 「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の自己評価の報告について

### 1 主旨

市は、介護保険法第117条の規定により、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、3年を1期とする「介護保険事業計画」を策定しています。平成29年の法改正において、自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関し、市が取り組むべき施策を計画に定めることとされ、これらの取組と目標についての自己評価を行い、その結果を県に報告するとともに、公表に努めることとされました。

### 2 取組と目標、自己評価

自己評価：◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった

NO	第8期介護保険事業計画の取組と目標				令和3年度(年度末実績)			
	項目名	目標を設定するに至った「現状と課題」	第8期計画における「取組」	「目標」(事業内容、指標等)	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策
1	①自立支援・介護予防・重度化防止	市民センターや自治会館など地域の身近な場所にある「市民主体の介護予防活動の場」では、心身の状況等によって分け隔てることなく、体操教室等が実施されている。 本市の重度認定率や軽度認定率は、全国及び県内と比較して低い状況であるが、市民自らの意思で介護予防に取り組みやすい環境を整えるため、市民主体の介護予防活動の場を支援していく必要がある。	介護予防事業の推進 (地域介護予防事業活動支援)	【事業内容】 リハビリテーション専門職と連携した市民主体の介護予防活動の場(自主グループ)の支援  【指標等】 活動の場の支援箇所数 (R2) (R3) (R4) (R5) 活動の場の支援 28 40 42 43	市民主体の介護予防活動の場(自主グループ)の支援実施箇所数(R4.3月末):29箇所 (登録団体数33箇所、休止中4箇所)	○	新型コロナウイルスへの感染の懸念から、活動休止中の「活動の場」が存在するが、令和3年度は新たに5箇所で活動の場の立ち上げ支援を行うことができた。	新型コロナウイルスの感染拡大により、一部の活動の場で活動の休止が継続している。活動の再開に向けて、働きかけを行うとともに、介護予防ボランティア等と連携し、新たな活動の場の立ち上げ支援を行う必要がある。
2	①自立支援・介護予防・重度化防止	市民センターや自治会館など地域の身近な場所にある「市民主体の介護予防活動の場」において、介護予防ボランティアが体操の指導・サポートを行っている。 市民主体の介護予防活動の場の拡充に合わせ、引き続き、指導等の担い手となる介護予防ボランティアを養成する必要がある。	介護予防事業の推進 (地域介護予防事業活動支援)	【事業内容】 リハビリテーション専門職と連携した介護予防ボランティア「つるフィット」の養成  【指標等】 介護予防ボランティアの養成人数 (R2) (R3) (R4) (R5) 養成人数 0 15 15 15	介護予防ボランティアの養成人数:7名	△	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等により、養成講座の参加者が見込みより少なく、養成人数は目標値に達しなかったが、7名を養成し、6名を市民主体の介護予防活動の場につなぐことができた。	市民主体の介護予防活動の場が拡大していること、また、介護予防ボランティアの高齢化により、指導役となる介護予防ボランティアが不足している。 地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、担い手となる人材を発掘していく必要がある。
3	①自立支援・介護予防・重度化防止	地域包括ケアシステムの理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援サービス・住まいが適切に提供できる体制づくりに取り組んできた。 第7期からは、日常生活圏域を3圏域から4圏域へ見直しを行い、地域包括支援センターも4センター体制とした。 今後も、複雑化・多様化している課題に対応するため、地域包括支援センターの機能を充実し、高齢者の在宅生活を支え、安心を提供する役割を果たすことができるよう、総合相談・支援の体制づくりを行う必要がある。	地域包括支援センターの機能強化の推進(相談支援体制の充実)	【事業内容】 地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、適切な社会資源や制度が利用できるよう支援する。  【指標等】 地域包括支援センターの相談件数 (R2) (R3) (R4) (R5) 相談県数 2,295 2,681 2,815 2,955	地域包括支援センター相談件数:2,806件	◎	要支援・要介護認定者を除く75歳以上を対象に、「高齢者実態把握調査」をアンケート形式で実施し、介護リスクが高い方及びアンケート未回答者には個別訪問を行い、必要に応じて地域包括支援センターへの相談や市の介護予防事業につなぐことができた。	高齢化の進展による相談の増加に加え、コロナ禍の外出自粛等による心身機能低下者の増加も懸念され、地域包括支援センターの相談支援体制の充実が求められる。 引き続き、地域包括支援センターを周知するとともに、高齢者実態把握調査により個別訪問で把握した要支援者に対する見守りや各地域で「出張相談会」を実施するなど、アウトリーチで対応していく必要がある。

NO	第8期介護保険事業計画の取組と目標				令和3年度(年度末実績)			
	項目名	目標を設定するに至った「現状と課題」	第8期計画における「取組」	「目標」(事業内容、指標等)	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策
4	②給付適正化	利用者に対して提供される介護保険サービスは、真に利用者の自立を支援するものでなくてはならない。しかしながら、過剰なサービスやミスマッチなサービスが提供されることがある。 保険者として、利用者にとって不要なサービスが提供されないように、定期的に確認を行うことが必要である。	①利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプラン点検 ②専門職が行うケアプラン点検(委託事業)	【事業内容①】 給付適正化システムで条件設定した給付情報を抽出し、該当者のケアプランの点検を行い、ケアマネジャーに対し利用者へのサービス提供が適切であったかを確認する機会を提供する。 【指標等】 年間複数回(2回)突合を行い、ケアマネジャーに照会する。 【事業内容②】 給付適正化システムで条件を設定し抽出された給付情報から選択し、専門職がケアプラン点検を行う。 【指標等】 4事業所各2プラン	【実施内容①】 適正化システムから、過剰またはミスマッチと思われる利用条件を設定。 【実績】 年2回抽出を実施。計45件について、ケアプラン点検を行った。 1回目 19件、2回目 26件 【実施内容②】 点検の結果を、ケアプランを作成したケアマネジャーと確認しながらフィードバックした。 【実績】 市内4事業所の8プラン。	○	・ケアプラン点検(特に専門職によるもの)を行うことで、ケアプランを作成する上での気づきと介護支援専門員の資質の向上が図られたが、点検結果をフィードバックすることができなかった。	【課題①】 ケアマネジャーからのヒアリングのみとなってしまう、点検結果をフィードバックすることができなかった。 【対応策】 ケアプラン点検が、保険者とケアマネジャーの双方向からの点検となるように、ヒアリングのみではなく集団指導等の場において点検結果を公表することで、他のケアマネジャーも含め資質の向上を目指していく。 【課題②】 点検結果を市内他の事業所のケアマネジャーにフィードバックすることができなかった。 【対応策】 専門職とのヒアリングには、市内各包括支援センターの職員も同席して行ったが、他の事業所に対しての情報提供は出来ていない。 集団指導等を通じて、ケアプラン作成にあたり陥りやすいポイント等を周知していく。